特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	心身障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、心身障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

湯前町長

公表日

令和1年6月30日

I 関連情報

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	心身障害者手帳に関する事務					
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、心身障害者手帳、及び療育手帳は、心身障害者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。本町においては、住民からの手帳交付依頼を受付け、熊本県へ進達を行い、進達結果及び心身障害者手帳を受領して、対象者への手帳交付を行う。					
③システムの名称	心身障害者手帳システム					
2. 特定個人情報ファイル:	2. 特定個人情報ファイル名					
障害者手帳台帳ファイル、療育	育手帳台帳ファイル、身体療育手帳交付申請関係ファイル、身体療育手帳交付ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 11項					
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 11項					
5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	湯前町役場 保健福祉課					
②所属長の役職名	保健福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
and the second second second						

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 湯前町役場 保健福祉課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			30年12月31日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・3	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明